

海外赴任前後の自動車保険

A 赴任前

赴任前に、ご自身で自家用車を所有し、自動車保険をご自身のお名前で付保していた場合、次のことを日本の契約先保険会社または保険代理店にお願いしましょう。

1 中断証明書の作成

赴任するにあたり、日本のご自身の自家用車を売却または廃車する場合、自動車保険の解約時の等級を最高で 10 年間引き継ぐことができます。この書類が「中断証明書」です。

この証明書があれば、赴任後に、日本に帰国してから再び自動車保険を付保する場合、赴任前の等級を引き継ぐことができます。

2 英語版等級証明書の作成

赴任中に、現地でお車を購入され保険を付保される場合、この英語版等級証明書があるかないかで、極端な場合、保険料が 10 倍前後の差がでる場合があります。通常、保険会社に依頼をすれば、英語版等級証明書は直ぐに作成していただけます。

B 赴任後

赴任後、日本にご帰国されてから、自家用車を購入され保険に加入する場合、次の証明書が利用できないかご確認ください。

1 赴任前に取得した中断証明書の利用

中断証明書があれば、赴任前の無事故等級を引き継げます。
ただし、以下の条件を満たしていなければなりません。

- * 中断日から 10 年以内であること
- * 帰国日から 1 年以内に契約すること
- * 中断前後で車の所有者が同一であること
- * 中断前後で自動車保険の被保険者が同一であること

中断証明書を利用して自動車保険を付保する場合、次の書類の提出が必要です。

- * 中断証明書
- * 車検書の写しと新しく購入したことを証明する書類
- * 海外赴任していたことを証明するパスポートのコピー等

2 海外の保険会社の事故履歴証明書の利用

赴任先で自家用車を運転されていた場合、契約先の保険会社に事故履歴証明書を発行していただけます。日本のほとんどの保険会社は、海外の保険会社の事故履歴証明書を認めていませんが、次の2社は一定の条件がありますが、海外の保険会社の事故履歴証明書を認めて保険料の計算をしてもらうことができます。

- * ソニー損保 <https://www.sonysonpo.co.jp/>
- * チューリッヒ保険 <https://www.zurich.co.jp/>

両社共に日本に帰国してから 2-3 ヶ月以内の契約など色々と細かい条件がありますので、お電話にてご確認ください。

ただし、上記 1 と 2 を併用することは、できませんのでご注意ください。

ご質問等ございましたら、何なりと ASSETS まで。

ASSETS
石井